

わが国商法における資本維持概念と引当金会計

櫻 田 讓

1. わが国商法における法改正と引当金会計
 - 1-1. 平成14年の商法改正
 - 1-2. 商法における資本維持概念の変遷
 - 1-3. 資本維持と引当金会計の接点
 - 1-4. 商法会計における引当金の意義
 - 1-5. 商法の引当金規定導入の背景と問題点
2. 統計数値から観る資本金と引当金の関係
 - 2-1. 近時の商法改正に伴って発現する議論
 - 2-2. わが国法人の自己資本比率向上と引当金規定の関係
 - 2-3. 負債の表示区分に関する議論を参考として
3. 時系列データを用いた分析
 - 3-1. 自己資本比率と引当金総資産比率の逆相関関係
 - 3-2. 分析結果の解釈
4. 考察結果と今後の研究課題

1. わが国商法における法改正と引当金会計
 - 1-1. 平成14年の商法改正

平成14年商法改正では、これまで商法本法に存在した会計規定が商法施行規則（法務省令）に委ねられることとなった。同時に商法計算書類規則が廃止され、従来、商法会計においては当期利益とされていた表記が当期純利益へ変更されるなど、財務諸表上の用語も証券取引法会計と調和するように調整されている。今回の商法改正の特徴が、財務諸表の表示方法における大幅な改正にあるが、特に目立ったのは貸借対照表の資本の部における表示方法

である。資本準備金・利益準備金という用語が後退したことに比し、資本剰余金・利益剰余金という用語が前面に押し出される結果となった。

商法改正によって資本の部の表示方法に変更を加えた結果、従来の商法に規定する拘束資本と留保利益の概念にも変化がもたらされているものと考えられる。このように考えられるのは、資本の部における表示上の変更が、拘束資本と留保利益の帰属、あるいは請求権の問題と直結する可能性をはらんでいるからである¹⁾。

資本の部における表示上の分類がいかんにしてなされるべきであるかについて、従来から資本の部を3区分説によって捕捉する思考が存在している。染谷教授によれば、3区分説とは資本の部を「法律の見地から第一義的に分類し経済の見地からの分類を第二義的とする方法」であると指摘した。法律的观点より資本の部を分類する方法には、「株主の責任が株式金額を限度とする有限責任で資本を唯一の担保とする」との思考が強く影響を与えている(染谷 [1961, pp.114-116.])。そのような資本の区分は、具体的には (1) 資

1) 企業の拘束資本や留保利益に対する請求権については次のような見解がある。例えば Anthony は「貸借対照表の右側項目のいくつかは請求権を表しており、概ね負債とは資産に対する請求権として財務的利害を反映している」と指摘する。また資本の部では、「優先株の合計額は優先株主に帰するが、普通株主持分として表される金額は請求権ではなく、いかなる意味においても普通株主の財務的利害を反映していない」のである (Anthony R. N., *Future Directions for Financial Accounting*, Down Johns-Irwin, 1984., p.76)。また Vatter によれば「資本主理論者の貸借対照表観として、資本主の義務が負債として現れ、資本主の所有権の現れとして純財産が存在する」と指摘する。「資産はかつては請求権に対応していたが、実際の請求権は財産そのものを表しているわけではない。このことは債権者が特別の資産に対して請求権を有することがないという事実によって部分的に証明される」のである (Vatter, W.J. *The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Reports* ARNO PRESS A New York Times Company 1976. p.19)。Paton and Littleton によれば、「企業が個々の投資家の集合体としてみなされるのであれば、企業の獲得した利益は投資家に属する」と指摘する一方で、「企業主体の観点を強調すれば、稼得利益の扱いは個々の株主への配当声明まで、企業自体の利益として扱う必要があり、株主に分配されるまでの間、請求権を持つに過ぎない」と指摘する (W.A.Paton and A.C.Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standard*, American Accounting Association 1970., p.8)。

本金 (Capital Stock) (2) 資本剰余金 (Capital Surplus) (3) 利益剰余金 (Earned Surplus) として分類される。平成14年商法改正は、まさにこの3区分説に基づいて分類される表示方法を援用したのである²⁾。従来の商法会計における資本の部の区分が資本金・法定準備金・剰余金として区分表示されてきたことを考えると、平成14年商法改正によって3区分説による区分表示へ移行したことがより鮮明になった。

このように平成14年の商法改正では、貸借対照表の資本の部における表示上の改正としての強い印象を残した。その改正は、染谷教授の指摘する法的観点より分類される3区分説に接近したといえるが、果たして商法の債権者保護の観点から今回の表示上の改正が適切であったのか否か、弥永教授による次の批判がある。

商法会計においては「従来の計算書類規則が定める様式が配当可能限度額計算との関係でより自然」であり、「会社債権者にとっては、資本準備金の額や利益準備金の額が資本剰余金の額、利益剰余金の額よりも情報として重要」であると考えられるのではないか。この様な指摘には、「資本準備金は資本剰余金の下位概念ではなく、利益準備金は利益剰余金の下位概念ではない」という商法独自の貸借対照表観が存在すると思われる。この結果、「資本剰余金の部と利益剰余金の部とに分けたことによって、かえって情報の一覽性が損なわれる」弊害を示唆している (弥永 [2002, p.38.])。

2) 本文中の3区分説に対して2区分説も存在する。この説は「経済的見地から第一義的に分類し法律の見地からの分類を第二義的とする方法」であり、具体的には (1) 払込資本または拠出資本 (Contributed Capital) (2) 留保利益または蓄積資本 (Accumulated Capital) として分類される。経済的観点より資本の部を分類することの必要性は、株式制度の著しい発達 (特に無額面株式の出現) によってもたらされたと考えられる (染谷 [1961, pp.114-116.])。この様な資本の部の区分を実践している会計法規として、カリフォルニア州 (以下、単に「カ州」と本稿では略す) 会社法の資本維持概念があると考えられる。

1-2. 商法における資本維持概念の変遷

法定資本がいかなる程度維持されるべきかについて、直接的な改正は平成2年・同13年において実践されている。従来、資本金の緩衝器として法定準備金が存在し、それらの緩衝器として剰余金が存在すると観念されてきた³⁾。しかし資本金を維持するために存在すべき緩衝器がいかなる程度維持されるべきであるか、明確な指針が平成13年商法改正までは存在しなかった。平成13年商法改正以前は資本金の4分の1に達するまで利益準備金を積み立てることを強制していたが、他方、資本準備金についてはその積立せねばならない基準を明らかにしていなかったのである。平成13年商法改正においては法定準備金の積立水準が新たに明示されたのであるが、それでもなお資本金自体については平成2年に最低資本金制度が施行されたのみで、例えば総資産額に比し、一定程度の資本金を維持すべきであるといった具体的維持水準が明らかにされたわけではない⁴⁾。このため債権者保護の観点から法人の維持すべき資本がいかなる程度必要かについて、明確な指針が無いまま看過されている。

しかしながら一連の商法改正を観てみると、資本維持概念の根幹が僅かずつではあるものの、変化し始めているとも考えられる。これを安藤教授は「資本概念の揺らぎ」と名付けている(安藤 [2002, p.4])。この指摘の賛否はともかくとして、商法における資本維持概念が変化し続けていることだけは間違いのないといえよう。そこでこの商法における資本維持概念の変化という問題と、商法における引当金会計との間にいかなる関連があるのか、次節

3) 法定準備金が資本の緩衝器としての機能を有するとの解釈は、下に掲げる論者らによって支持されており、一般的理解が得られている。安藤 [2002, p.5.]・末永 英男稿「商法の計算構造について —資本金と法定準備金を中心にして—」『会計』第150巻第4号 pp.26-36., p.34/関 俊彦著『会社法概論』商事法務研究会 平成6年10月., p.370/龍田 節著『会社法 第三版』有斐閣 平成5年4月., p.297/西山 忠範著『株式会社における資本と利益 —企業会計法の問題点—』勁草書房 昭和42年3月., p.123/Paton W.A., *Advanced Accounting*, The Macmillan Company of Canada, Limited, Toronto, 1941., p.524参照。

において探ってゆくこととする。

1-3. 資本維持と引当金会計の接点

わが国商法会計では偶発事象に備えることを目的として、昭和37年に商287ノ2を設定し、特定の支出または損失に備えるための引当金計上を認めた。そもそも商法会計は債権者保護思考によって成立する会計分野であり、偶発事象によって債権者の立場を危うくする事態に対し、引当金規定によってのみ対応するとは考えられない。つまり商法会計における偶発事象への対応については、根本的な部分で会社が維持する資本によって債権者を保護すべしとの思考が基底に存在すると観ぜられる。したがって戦後以降の商法改正における、資本維持概念の変化は、少なからず商法における引当金会計にも連動して影響を与えてきたと考えられる。

例えば商法における資本維持概念の変遷が、法人の自己資本比率などの財務数値に現れるとすれば、自己資本比率と引当金の計上実績の間の相関を観てゆくことで、資本維持概念の延長線上に、偶発事象会計や引当金会計を議論することが可能と考えるのである。戦後の商法会計で、われわれは引当金

-
- 4) 維持すべき資本水準について、資産負債比率といった一種の財務比率を用いて配当制限を規定するカ州会社法の配当制限規定を、わが国においても検討するべきであるという議論が近時、活発となっている。このカ州会社法の資本概念は、染谷教授の分類による2区分説に基づく概念であると指摘することができる。そこでカ州会社法の資本維持概念をわが国商法に導入した場合の一試論を展開した実証研究例として吉原教授の所見〔吉原 和志稿「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護(1)・(2)―より実効的な規制への展望―」『法学協会雑誌』第102巻第3号 pp.(3・1)―(3・69)・第102巻第5号 pp.(5・49)―(5・145)〕並びに拙稿〔櫻田 讓稿「回帰分析による配当制限規定の比較 ―わが国商法の配当制限に関する諸問題」『研究年報 経済学』通巻第220号 Vol.62 No.2 pp.155-174.〕が挙げられるので参照されたい。

しかしこのようなカ州会社法の資本維持概念への評価とは正反対に、同州会社法の資本維持について、「法定資本制度を廃止して、支払不能テストや(中略―櫻田)貸借対照表テストによる配当(分配)規制を採用」する傾向を、安藤教授は「アメリカにおける資本概念の揺らぎ」と称し、批判されている(安藤 英義稿「アメリカで揺らぐ資本概念(資本と利益の区別)」『會計』第153巻第1号 pp.1-13., p.10.)。

規定の新設、そして当該規定の改正を経験してきたが、この様な動きがわが国法人の自己資本比率の推移にも影響を与えてきたと思えてならない。この様な観点から本稿後段において実証分析を展開してゆく。

ところで一見、商法会計においては引当金の計上が偶発債務に対処するためのデバイスと考えられる向きもあるが、引当金規定に関わる多くの議論が法人税法規定によって開始され、また同法によって収束してきた事実を鑑みると、引当金概念は商法においては借用概念として存在しているに過ぎないと考えられる。商法会計において引当金概念が導入された背景には、上述したような法人課税上の政策が理由として存在したのであろう。

また視角を変えると、商法会計において導入された引当金概念は期間損益計算を適正化する目的によるものとの見解もある。このように考えると商法会計への引当金概念導入は、企業会計との間の摩擦を調整した結果としての一面もある。

いずれにせよ元来商法において、引当金は異物として認識されてきたが、このことについて内川教授が次のように指摘していることから理解を深めることが可能である。つまり「昭和37年の商法改正において、第287条の2により、商法上はじめて引当金に関して明文の規定が設けられたのであるが、それ以前の時代には、法的には引当金勘定なるものは貸借対照表上存在せず、これを負債の部に計上することは適法であるとは言えなかった」と指摘するとおりである（内川 [1985, p.202.]）。

1-4. 商法会計における引当金の意義

商法においては引当金と負債の両概念は一線を画してそれぞれ別個の概念とされてきた経緯がある。川村助教授の指摘によると、アメリカ会計基準では「引当金に相当する項目を特別に取り上げて検討してはいない」とされ⁵⁾、他方、国際会計基準では「引当金は負債から独立した個別の概念とはされていない」のである（川村 [2003, p.44]）⁶⁾。これに比し、わが国商法会計では引当金規定が負債概念と区別して認識される。その根拠として、「わが国

の引当金の設定要件が損益法の考え方から導き出されているのに対し、米英・国際会計基準における負債の認識要件は財産法（または資産負債観）の考え方から導き出されているという基本的なアプローチの違い」が原因であると指摘している（川村 [2003, p.47]）⁷⁾。

偶発事象概念を商法会計がいかにどのように捕捉するのかについて考察を巡らすとき、従来から証取法会計において常道ともいえる情報開示志向を強調する視座からアプローチすることは適切ではない。将来において発現する可能性の高い会社の損失について、これを注記を含めて開示内容とすべきことを推奨する会計学一般の観点があるが、他方で商法の債権者保護思考においては負債の認識要件として、殊更に債務性の有無を吟味する観点が存在することにも注意する必要がある。この様に証券取引法と商法という二つの会計観に

-
- 5) 川村助教授による引当金と負債の定義が明確ではないという指摘は、SFAS No. 5を参照している。同様に山下教授もSFAS No. 5について、「引当金を見積負債と解釈する向きもあるが、見積負債は引当金に比べ確実性及び測定可能性が確定的であると考えべきで、両者を混同することは、正しくない」と指摘している（山下 [2002, pp.70-71.]）。山下教授はWendy Mckenzieの所見を用いて、引当金と偶発債務の関係が不明確である結果、財務情報の提供という観点から問題が生じるとしてその弊害を指摘する（山下 [2003, p.71.]）。
 - 6) IASCにおける引当金（Provision）の認識（Recognition）については、(a) 過去の事象の結果としての現在の義務であること、(b) 当該義務を決済するために資源流失の可能性が高いこと、(c) 当該義務の額について信頼できる見積りが可能であることを要件としている（IAS 37, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*. Sept., par. 14)）。このIASCにおける偶発債務について「現在義務が存在しないが発生の可能性がある、存在していても(1) 経済的便益を示す資源の流出の可能性が高くないこと、(2) 義務の金額が十分な信頼性をもって測定できないことから、負債としてオンバランスされない」と定義される。さらに「偶発債務と現在義務が存在し(1)が高く(2)が信頼をもって測定される引当金との相違が観られる」とされ、負債を「確実性の大きいものから並べると、買掛負債、見積負債、引当金および偶発債務の順になる」とし、「このうち引当金までがオンバランスされる」のである（山下 [2003, p.74.]）が、判定の問題が依然として存在し、実務界ではその区分が困難となる場合も想起させられる。
 - 7) 川村助教授 [2003] による指摘を額面通り文言を解釈すると、貸借対照表を財産目録を基に作成すると述べているかのようなようである。この点については若干の説明を要するが、紙幅の都合もあるために、松本教授が当該問題の論点を整理しているので参照されたい（松本 [1997, pp.34-35.]）。

ついて、論理的背景を共有することが困難なのである。したがって論理的背景の相違が、偶発事象会計や引当金会計における認識の相違となって現れてくる。根本的には商法における貸借対照表観が「会社の債務弁済能力を表示する手段としてとらえられている」ことから、「効力が発生するかどうか不安定の条件付債務としての引当金を、確定債務と同様に、貸借対照表に記載すべきであるということは、商法上の立場からは、積極的に主張しうるだけの余地をもたない」とされる（内川 [1985, p.203.]）。

また商法会計は法人所得を算定する際、別表四にて基礎数値となる当期（純）利益を提供する会計でもあり、確定決算主義によって税務会計と深いつながりを有する⁸⁾。このためややもすると商法会計は、税務会計の基礎概念となる権利確定主義⁹⁾さえも部分的に共有するように観ぜられる。

1-5. 商法の引当金規定導入の背景と問題点

昭和25年に税法において船舶修繕引当金が導入されて以降、租税特別措置法をも含めて多くの引当金・準備金が乱立することとなった。実際に商法会計における引当金規定（商287ノ2）が設定されたのは昭和37年であるが、

8) 課税所得の算定過程においては所得概念の要素たる益金・損金の概念を確定することが必要となるが、その過程で「社会において支持された簿記会計の慣行（中略 一櫻田）にしたがって計算」され、その後当該経済的利益が「法的所得たる地位に昇華する」のである（松沢 [1984, p.119]）。なおここで松沢教授が指摘する「社会において支持された簿記会計の慣行」とは、法人所得算定の際に前提となる商法会計を指していることに疑いはなく、商法会計と法人税法会計の結びつきを表す証左となる。

9) 松沢教授は権利確定主義について次のように説明する。権利確定主義は「収益の帰属時期を画する基準であるため、（中略 一櫻田）権利＝法的効果という図式をふまえて、所有権がいつ発生するのか、確定の段階はいつかということをも基準」とする。また「所得が法的色彩を帯びる」のは「所得の要素たる益金と損金に対し、それぞれ確定された収入すべき権利と、確定された履行すべき義務」という理解がなされるからである（松沢 [1984, pp.99-105.]）。この場合、経済的利得を法的概念として吟味することで、「経済的利得がすべて所得となるのではなく、社会的な秩序の力によって、財産権の内容をなす経済的利益に（中略一櫻田）担税力を認めうる（中略一櫻田）ような客観的事情が備わることによって課税適状を生じ初めて所得となりうる」のである（松沢 [1984, p.107]）。

そもそも当該規定が制定された背景には、期間損益計算を商法会計において適正に実践するという目的の他に、乱立する引当金等を整理する目的もあったことは想像に難くない。内川教授によれば、商法において引当金規定が施行された後、実務上いかにして引当金経理が浸透していったのかについて、次のように説明している。

この当時、「商法287条の2の引当金規定が設定せられた以後の、各企業における引当金実務においては、(中略—櫻田)税法上に認められている負債性引当金以外の引当金のみならず、税法上は認められていない負債性引当金以外の引当金についても、これを貸借対照表の負債の部に計上するという傾向が生ずるようになってきた」と指摘する(内川 [1985, p.211.])。このような内川教授の指摘にあるとおり、商287ノ2制定に先行して、法人税法においては多くの引当金・準備金が容認された経緯があり、当時使用された勘定科目名は次に列挙するとおりである¹⁰⁾。

研究開発引当金・買換資産特定引当金・返品引当金・自家保険引当金・納税引当金・譲渡資産更新特別勘定・補償引当金・災害引当金・何周年記念事業引当金・設備合理化引当金・販売拡充引当金・容器調整引当金・陳腐化機械廃棄引当金・債権償却引当金・原燃料単価調整引当金・販売諸掛引当金・修繕引当金・月賦未実現利益引当金・除去損失引当金・探鉱引当金・探査補助金・棚卸資産市場価格変動引当金・景品券引当金・自由化対策引当金・社史編纂費引当金・未収差益勘定・工場建設引当金・任意償却引当金・製品陳腐化引当金・利息引当金・住宅積立金・鋳床補償引当金・輸出振興引当金・煙害引当金・建設助成引当金・売上割

10) 出典：細田末吉著『引当金の経理実務』日経文庫 昭和62年1月。なおここに挙げられた引当金等は、昭和37年商法改正後に経団連の調査によって明らかにされた。この調査の目的は当時、引当金等の計上を盛んに行うことによって逆粉飾を招来しているという批判が生じており、いかなる名称の引当金等が用いられているのか実態を明らかにする目的があった。しかしここに列挙した引当金等のうち、納税引当金などは逆粉飾と直結しているとは考えられないし、また修繕引当金はその計上の正当性を巡って議論の余地があり、さらに売上割戻引当金は貸倒引当金同様、評価性引当金でもある。この様に列挙された引当金等の中で、全てが逆粉飾に直結したと考えられないので注意が必要である。

戻引当金・支払承諾特別準備金・原木価格調整引当金

昭和56年商法改正では乱立する引当金・準備金に一定の制限を設けるため、同法287ノ2の規定が改正され現在の通りとなった¹¹⁾。改正287ノ2では引当金を非債務性の引当金としてより厳格に定義しており、典型的には修繕引当金や役員退職慰労引当金などを想定している。この引当金計上を巡って発現する問題とは、「法的な意味で債務性はないとしても、負債の定義を満たす『(広義の) 債務』としての性格が伴っているか」についてテストを行う必要性である。例えば修繕引当金については負債の定義を満たすためには「企業の意志とは関係なく修繕する以外に現実的な選択肢がない」状態でなくてはならない。しかし「企業の意志で修繕しないことができる」ために当該引当金について負債性が疑われ、このため「単純に『(広義の) 債務』には当たらない」と判断されるのである。この様に観てくると「わが国における引当金の中には、負債の定義を満たさないものが含まれている」といえる。つまり負債概念と商法上の債務概念を区別する際、「法律上の債務はすべて負債となる」が、「法律上の債務以外のものを負債に含める必要があるか」という論点が存在しているのである (川村 [2003, pp.47-48.])。

2. 統計数値から観る資本金と引当金の関係

2-1. 近時の商法改正に伴って発現する議論

わが国商法における資本充実・資本維持に関する条文改正について、記憶に新しい平成の商法改正をとりあげてみることにしよう。これまで最低資本金制度導入 (平成2年)、自己株式所有の規制緩和 (平成6年)、資本準備金

11) <改正前> ①特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明ラカニスルコトヲ要ス ②前項ノ引当金ヲ其ノ目的外ニ使用スルトキハ其ノ理由ヲ損益計算書ニ記載スルコトヲ要ス (昭和37年~同56年) <改正後> 特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得 (昭和56年~平成14年)

による自己株式取得規制緩和（平成10年）、時価主義導入（平成12年）、資本準備金の積立制限の設定（平成13年）を経て、現在の資本維持概念、ひいては配当制限規定が成立してきた。また平成14年商法改正では、資本の部における区分表示規定に変化がみられたということを、既に1-1.において言及したとおりである。

平成6年と同12年の商法改正は、配当制限規定に関する直接の法改正に結びついている。剰余金から会社が所有する自己株式の額を控除し（旧商291①5）、さらに時価評価によって発生する評価益をも控除せねばならなくなった（旧商290①6）。前者については自己株式にその資産性が問題視され、後者については評価益が未実現利益であることから、それぞれ配当可能利益の控除項目となった。特に平成6年の商法改正に際して商290①5が制定されると、貸借対照表上における配当可能利益の確定作業が複雑化する傾向を強めた。

この貸借対照表における配当可能利益計算の複雑化とは次の通りである。つまり「配当可能利益は貸借対照表ではじめて明らかにされるもの」という立場にたてば「配当可能利益の額を明確にすることは商法の計算規定の重要な目的である」と考えられる。したがって旧商290①4 或いは同5・同6の如き配当制限項目の存在によって、その計算過程が複雑になることを批判するものである（安藤 [1994, p.20.]）。安藤教授は商法における剰余金なる語について、そもそも「余った金額であり、配当することができる金額であるという意味がある」と指摘している（安藤 [1994, p.17]）。この様に考えると商290①④以降に列挙される配当制限項目の存在を問題なしとはしないのである。

また平成10年の商法改正では、これまで欠損填補と資本組入に限定されていた資本準備金の用途が、自己株式消却原資としても容認されるようになった。これによって自己株式の機動的な消却が実現し、従来資産として認識されていた自己株式が資本控除項目として認識されることとなった。この時をもって商290①5は削除されている。一見するとこの様な近時の商法改正の

動向は、維持すべき資本の拘束力を緩める方向性を示しているかに観ぜられる¹²⁾。

株式会社の資本制度に関する平成13年商法改正について、これを安藤教授は「株式会社の資本制度—資本金および法定準備金制度—の揺らぎ」と捉えている（安藤 [2002, p.1.]）。その根拠として「改正商法は資本準備金の積立て財源の規定（266条の2第1項）から減資差益を削除」したことや、「法定準備金の取崩し順序の規定を廃止するとともに、新たに法定準備金の減少手続きを設けた（289条2項，3項）」ことを挙げている。さらに一定の要件を満たした上で「会社は株主総会の決議により、かつ債権者保護手続きを経て、資本準備金または利益準備金の減少を行う」方途を開いたことも資本制度の揺らぎと指摘する（安藤 [2002, p.4.]）。この様な傾向について同教授は資本維持理念・債権者保護理念の後退と指摘した。しかし私見ではあるが、これらの一連の商法改正を観て資本維持概念が後退したというよりむしろ、わが国法人の自己資本比率が近時改善され、ややもすると自己資本の過剰な蓄積を解消する傾向が商法にあるのではないかとさえ考えられる。

12) わが国商法における平成10年改正では、「株式の消却の手続きに関する商法の特例に関する法律（株式消却特例法）」が改正されることにより、資本準備金を原資とした自己株式消却制度が制定された。平成10年商法改正に先立つ平成6年改正では、利益による自己株式消却制度の整備・拡充がなされているが、平成6年・同10年改正による自己株式消却制度の拡充では、消却する原資が異なるにも関わらず株式消却が同等に扱われている矛盾がある。矛盾がありながらも、両年の商法改正に共通にしてみいだされる視点とは、政策的配慮による会社資本の運用であろう。消却原資の異なる自己株式消却制度が拡充したことで、法定準備金に関する解釈が商法において多元的であったこともあり、論理的一貫性の欠如を看過した。

牛丸教授らによると株式消却特例法第3条第1項において利益消却を制定し、同第2項に資本準備金を原資とした消却を制定する商法規定について、「そもそも、配当可能利益による自己株式の買入れの場合と、資本準備金による場合とを、同列に考えてよいのかという疑問がある」とし、「このような同列の扱いは体系的におかしい」と批判している（牛丸 興志夫，黒沼 悦郎，近藤 光男，田村 詩子，正井 章彦，行澤一人稿「資本準備金による自己株式の取得と消却 [下]」『商事法務』No.1500 pp.67-72. 平成10年8月，p.72）。このような論理的一貫性を欠いた商法の資本概念に、資本をゴミ箱（dumpster）的に解釈する思考が伺われるのである。

2-2. わが国法人の自己資本比率向上と引当金規定の関係

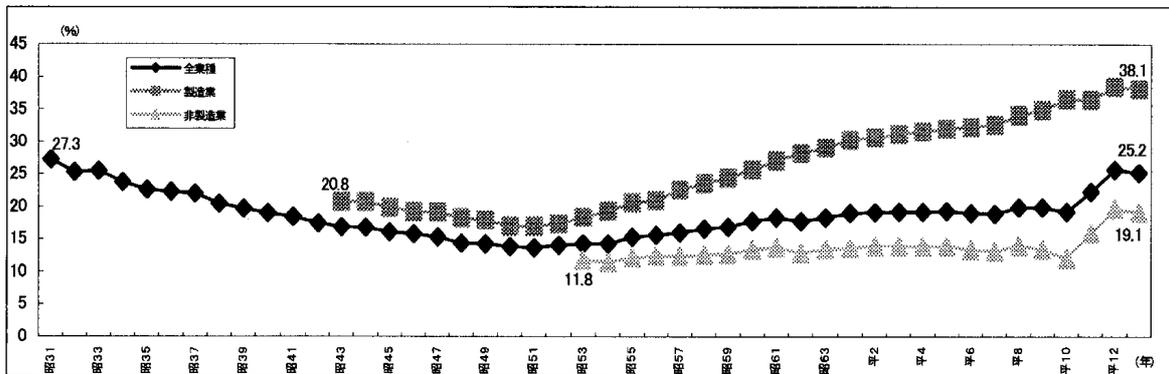
松本助教授は、「企業体質の強化が国家の重要な政策でもあった当時、経営者が自らの裁量による引当金の自由な設定を望んだのも当然」と指摘する(松本 [1997] 30頁)。ここで同助教授が指摘する「企業体質の強化」が、商法の債権者保護思考でいうところの資本充実であるとすれば、法人資本の充実がある程度まで達成された後には、引当金の計上は大して重要ではなくなってくると、読み替えることができるであろう。

実際に引当金計上額の増加は配当可能利益を圧縮することとなり、この結果、資本の充実と維持を謳う商法の債権者保護思考とも合致する。そのような見解が支持されるべきか否かを確認するために、自己資本比率と総資産に占める引当金の割合について観てみることにしよう¹³⁾。ここで総資産における引当金の割合を示す比率を仮に「引当金総資産比率」と本稿では呼ぶことにしよう。

わが国においては昭和30年代初頭から同50年頃までの間、自己資本比率が下降する時期を迎えたが [(図1) 参照]、他方で昭和30年代中葉から50年代中葉までの20年間で引当金の計上が盛んになっている [(図2) 参照]。また昭和50年代中葉から現在まで自己資本比率は向上の一途をたどっているが [(図1) 参照]、時を同じくして平成10年まで引当金総資産比率は比較的低位推移している [(図2) 参照]。

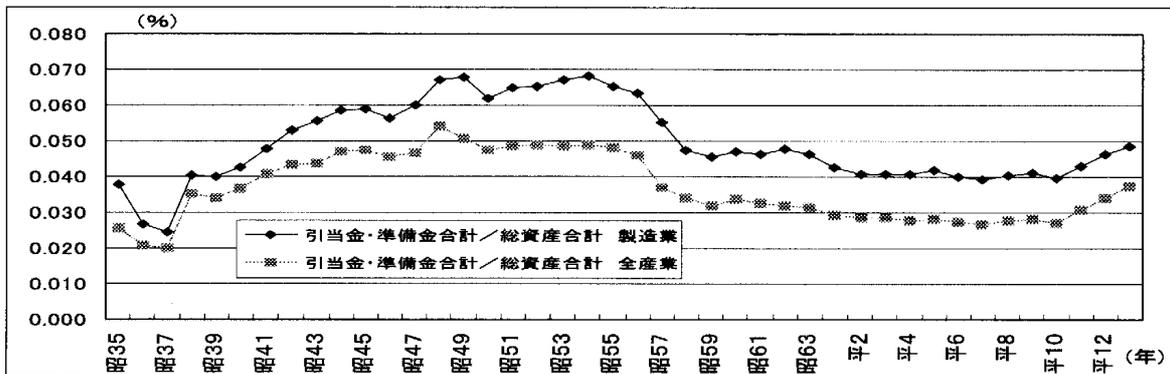
13) なお (図2) では引当金の額を流動性のものと固定性のもの、さらに特別法上の準備金の合計額として捕捉した。この場合、流動性引当金についてはその大半が賞与引当金とみることが可能であり、他方固定性引当金の多くは退職給与(給付)引当金や役員退職慰労引当金と推測される。

(図1)¹⁴⁾ 過去15年間にわけるわが国会社の自己資本比率の推移



(出典『財政金融統計月報』76～604号)

(図2) 引当金総資産比率の推移



(出典『財政金融統計月報』120～604号)

貸借対照表に計上される引当金額の割合は商287ノ2（引当金計上）規定が導入された昭和37年以後、同条が改正される昭和50年代前半まで増加傾向を示した。これと正反対に引当金総資産比率が減少し始めると自己資本比率が再び向上し始める点に注目すべきである。この様に観てくると昭和30年代中葉から同50年代中葉までの引当金額の増加は、擬似的に資本増強の意味合いを有していたと推測される。つまり引当金計上額の増加は実質的に法人資本の充実に寄与したと考えられるのである。

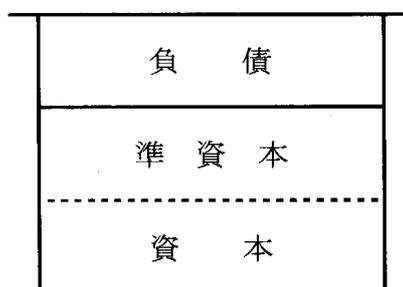
14) 財政金融統計月報は大蔵省から昭和24年に創刊されているが、この50年以上の間に自己資本比率の表記方法が一貫しないために同比率の比較可能性を著しく低下させる懸念が生じた。このため本文中の図にあるとおり、データが一部欠落している。

2-3. 負債の表示区分に関する議論を参考として

引当金については前節において指摘したとおり、当該計上額の増加が資本充実の一翼を担ったとの私見を述べた。この様な見解に関連して、徳賀教授[2003]の興味深い指摘があるので概観しておくこととしよう。同教授は近時の金融商品の中で、その性質に負債性・資本性の両面を具備することに触れ、その貸借対照表上の表記の在り方についての問題を取りあげている。この問題に対し「FASBは、現在のところ、負債（決済手段の定義の拡張）と資本（資本所有関係の定義の拡張）の両概念を拡張させ、両カテゴリーの中にそれぞれ準負債と準資本を持ち込む形で解決を図ろうとしている」という。その中では「『負債でありながら負債の定義を満たさないために資本とされている項目がある』という」論点が提供されている（徳賀[2003, p.18.]）。

まず貸借対照表において負債と資本を二区分する上で、「負債とは何かを明確にし、それ以外の貸借対照表貸方項目は、認識を否定するか資本として範疇分けする」という負債確定アプローチが存在し、他方、正反対の資本確定アプローチも存在する。この負債確定アプローチは「会計観としては資産負債観に適合するものであり、負債の定義としては（中略—櫻田）FASB[1985]（SFAC No.6）の負債概念に依拠している」（徳賀[2003, pp.19-20.]）。これを概念図として表すならば次の通りとなる。

(図3) 負債確定アプローチ



(出典：徳賀 [2003, p.20.])

ところで国の内外を問わず、資本のゴミ箱化¹⁵⁾が観察されているとの指摘があるが、わが国における資本のゴミ箱化現象は負債確定アプローチによって招来された問題と考えられないであろうか。具体的には資本概念が一定の

要件を満たさずにその内容が多岐にわたる原因も、上述した負債確定アプローチに求められると観ぜられる。元々、負債確定アプローチはFASBが負債と資本を区分する際に用いた概念であった。その議論は債権者保護思考を目的とした商法会計において馴染まないとも考えられる。しかし商法会計においても資本の部に少なからず資本のゴミ箱化の問題が存在する訳であり、その解消法としてFASBによって提起された負債確定アプローチを援用してみることは有意義ではなからうか。

FASBとわが国商法会計における資本概念確定の思考プロセスには、「負債を厳密に規定し、貸借対照表の貸方項目のうち負債性を有さない項目の認識を否定するか、資本範疇へと追いやる（徳賀 [2003, p.20.]）」点で同じアプローチを採択しているようにもみえる。私見ではあるが、わが国商法においては負債確定アプローチと相似形をなす思考が存在していると考え。債務を厳密に規定することで、貸借対照表の貸方項目のうち債務性を有さない一部の項目を、引当金概念という範疇へと追いやってきたのではないかと考える。この意味で引当金は準資本概念を構成するといえるのであるが、結果としては負債の部に引当金の部として留まり、現在の表示方法となったのではないかと。

尤も厳密に議論すると、わが国商法において負債確定アプローチが存在し

-
- 15) 資本のゴミ箱的解釈については Beresford et.,al. (Beresford, D.R.,Johnson, L.T., Reither, C.L., “Is a Second Income Statement Needed?” *Journal of Accountancy*, Vol.181, April 1996, pp.69-72. p.70)・染谷教授 (染谷 [1961] p.114) によっても指摘され、この問題は古今東西批判され続けてきている。特に Beresford et., al による資本のゴミ箱的解釈に対する批判は、近時アメリカにおいて盛んに議論されている包括利益概念の形成に際し、資産の減損につき、これを損益計算書に反映せずに貸借対照表の持分を直接増減せしめる会計処理に再考を促す視点を有する。他方、後者は株式制度が著しい発達を見せる過程で、利益剰余金と資本剰余金の明確な区別を行うべきとする古典的な見解がその底流にあり、平成14年商法改正に通じる思考である。いずれにせよ Beresford et.,al.・染谷教授の見解は、資本・持分概念の認識に統一性がみうけられず概念の混乱が招来していることに対し、問題提起を行う主旨がある。この様な意味からもFASBの提唱する準負債・準資本概念は持分概念の整理に有効なアプローチであると観ぜられる。

たと言うよりは債務確定アプローチなるものが存在し、債務性テストを経て負債が債務と引当金に分類されたが、後者が準資本としての地位を得るには至らず、表示上は、いくなれば準負債として留まったと考えることが可能であろう。この点について「引当金は、将来のキャッシュ・アウトフロー（またはサービスの提供）に備えた資金の留保（不特定資産の拘束）という点では任意積立金のような利益処分としての留保利益と同じ（徳賀 [2003, p.23.]）」と指摘されることから、引当金の資本性が指摘されるべきでもある。

結果として筆者が前節2-2.において指摘したとおり、引当金計上額の増加が一種の資本充実を担ったとの見解は、徳賀教授の見解を援用することによって一層の説得力を得ることになる。したがって本稿では、利益留保性引当金の計上が盛んに行われたとされる昭和30年代中葉から同50年中葉までの間、自己資本比率の減少がおき、その穴埋めの役目を引当金が担っていたとの新知見を得たが、その見解は妥当性を得ていると考える。

3. 時系列データを用いた分析

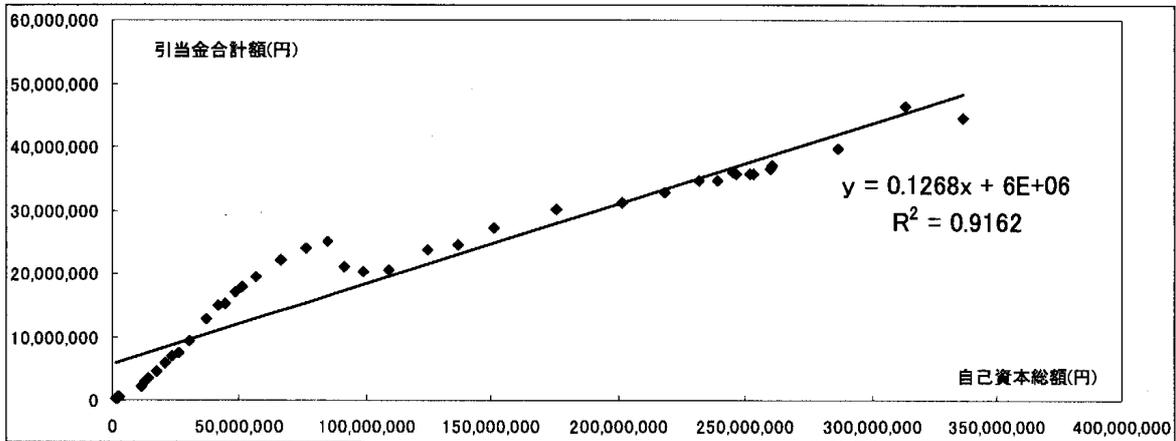
3-1. 自己資本比率と引当金総資産比率の逆相関関係

本節以下では、筆者が持論として唱えた「自己資本比率減少の穴埋めの役目を担った引当金」について、時系列データを用いて実証的に検証を行うこととする。扱うデータは財政金融統計月報による。同月報において昭和20年代から同34年までの間に半年決算のデータが存在したが、これら一年未満のデータは分析の対象外とした。一年未満のデータを扱う場合、季節調整を検討する必要が少なからず発生するからである。このため（図4-1）・（図4-2）については昭和35年以後のデータを参照した。

座標平面にプロットされた二変量は、昭和35年から平成13年までの各年における全業種の自己資本総額と引当金合計額の組み合わせであり、それらを座標平面に散布させた。（図4-1）によれば全産業の会社の資本金が増加すると引当金額も増加する傾向を表しており、（図4-2）も同様に製造業の法人資本金の増加と引当金合計額の増加に正の相関を見いだすことができ

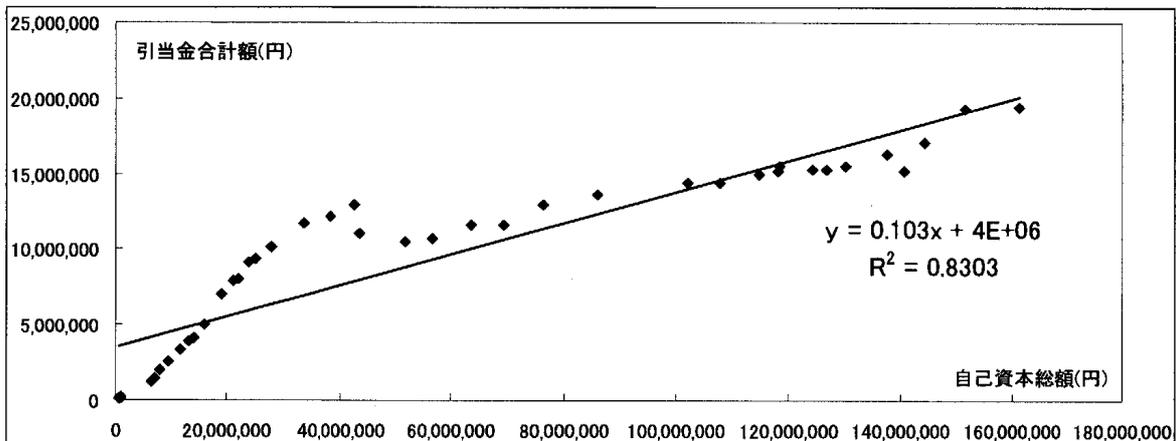
る。

(図 4 - 1) 昭和35年以降42年間の自己資本総額と引当金合計額の相関～全産業



(データの出典『財政金融統計月報』120～604号)

(図 4 - 2) 昭和35年以降42年間の自己資本総額と引当金合計額の相関～製造業



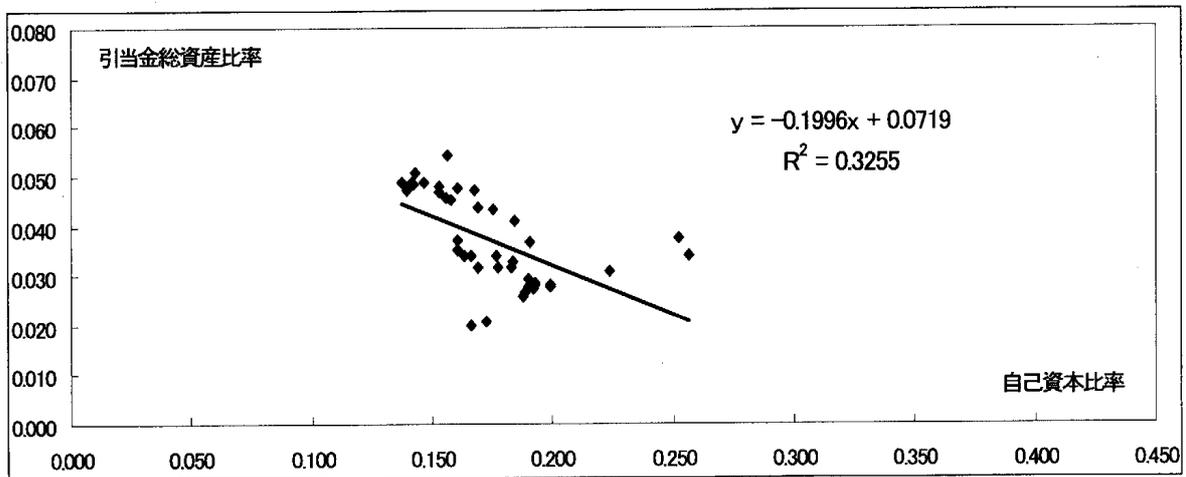
(データの出典『財政金融統計月報』120～604号)

この結果から、一見、法人の自己資本総額が増加すれば引当金合計額も増加するかの印象を受ける。しかしこれで単純に両者の相関を認めてしまうわけにはいかない。なぜなら二変量は実数であるために、インフレ効果と企業成長がない交ぜになって示された数値の組み合わせとなり、これらが座標平面に散布されたに過ぎないと解釈すべきだからである。

自己資本総額と引当金合計額という実数の組み合わせを単純に回帰させることでインフレ効果を包摂した回帰分析結果を得たのであるが、いわばノイズを看過してしまうこのような分析方法は顧みられる必要がある。当該分析

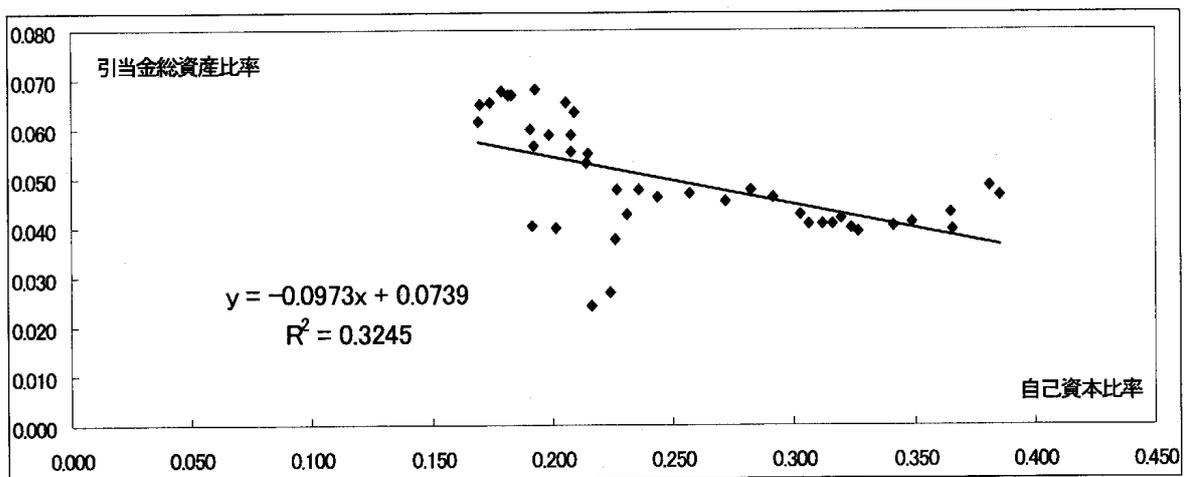
を改良する手段として、インフレ効果を排除するべく物価指数で自己資本額と引当金総額を調整する方途も考えられるが、いかなる物価指数を用いて調整を施すべきであるか問題が多いのも事実である。そこでこれらの問題を容易に解決する方法として、引当金合計額と自己資本額を、それぞれ総資産で除してレシオの組み合わせとして座標平面に散布させ、再び単回帰分析を行うこととする。その結果明らかになった関係は (図5-1) ならびに (図5-2) に示す通りである。

(図5-1) 自己資本比率と引当金総資産比率の相関～全産業



(データの出典『財政金融統計月報』120～604号)

(図5-2) 自己資本比率と引当金総資産比率の相関～製造業



(データの出典『財政金融統計月報』120～604号)

(図5-1)・(図5-2)によって明らかにされるのは、自己資本比率が向上すれば引当金総資産比率が減少するという逆相関の関係である。これま

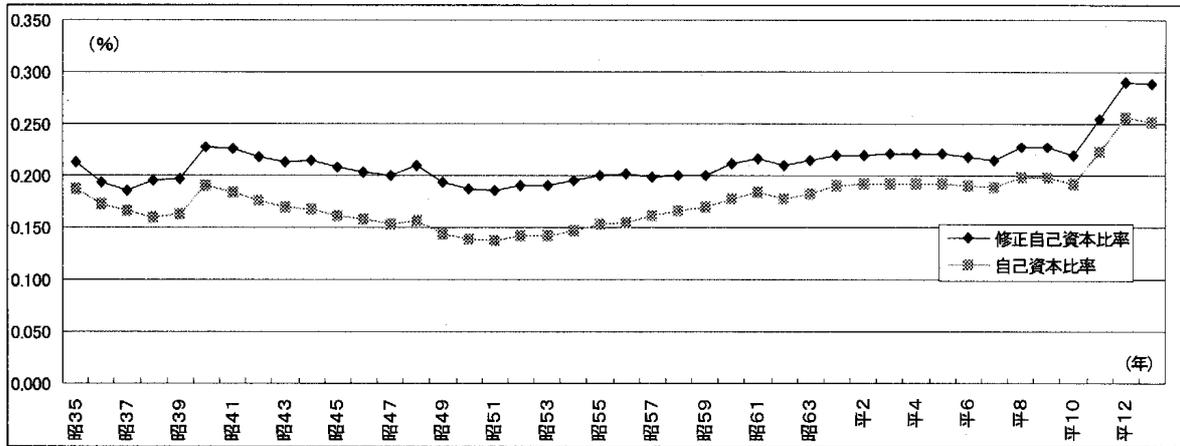
で筆者が指摘してきた「自己資本比率減少の穴埋めとしての引当金」について、その妥当性を実証的に明らかにすることができた。

3-2. 分析結果の解釈

既に(図1)によって明らかにされているとおり、自己資本比率は昭和50年代初頭に下げ止まり以後今日に至るまで向上し続けている。筆者の私見としては、引当金計上が増加するとその増加分だけ資本維持に資するという実質を伴ったために、名目的な自己資本比率が下降しても、結果的には統計数値が示すほどの自己資本比率の下降にならなかったのではないかと考えている。この様な理解は法人経営者や商法規定の作成者ら政府サイドにおいても共有されていた思考なのではないかと考えられる。昭和30年代中葉から同50年中葉において、引当金計上が活発化したことを看過したのも、法人経営者や政府サイドでその様な見解を共有したからこそと考えられる。つまり会計政策はプライベートサイド(法人経営者)とパブリックサイド(政府)の両面において展開されるが、この両者が自己資本比率の減少を引当金計上で補うという方途を歓迎した可能性がある。

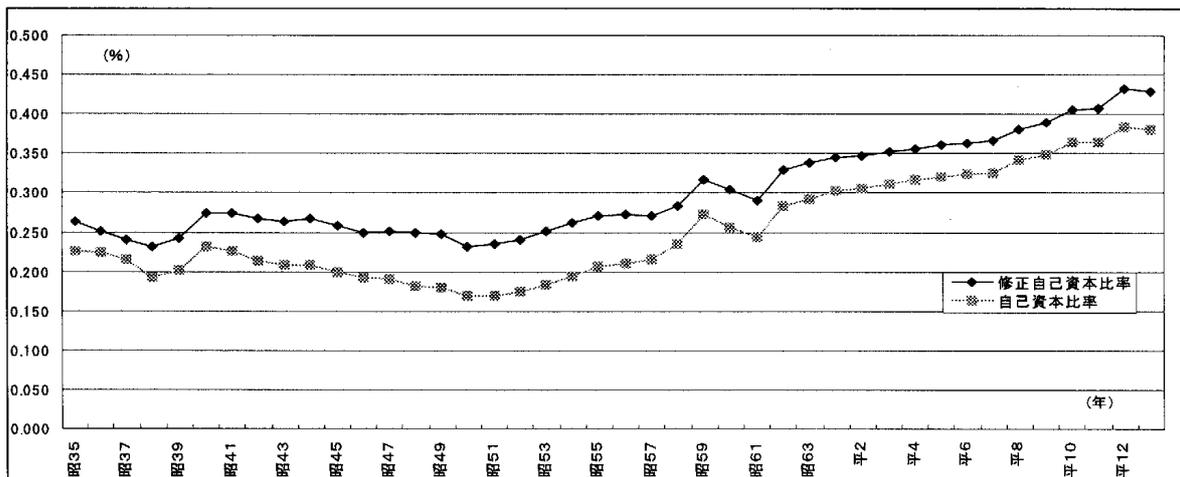
仮に徳賀教授が指摘されたように、「引当金は、将来のキャッシュ・アウトフロー(またはサービスの提供)に備えた資金の留保(不特定資産の拘束)という点では任意積立金のような利益処分としての留保利益と同じ(徳賀[2003, p.23.]」であるとの見解に基づくならば、引当金を資本の部を構成する一科目として自己資本比率を修正して、この問題を見直すことに一定の意義は存在する。そこで本節では、自己資本金額に引当金合計額を加え、これを総資産額にて除した比率を修正自己資本比率と呼ぶこととし、当該比率を従来の自己資本比率と比較してみようと考えた[(図6-1)・(図6-2)]。

(図6-1) 引当金を自己資本に組み入れたときの修正自己資本比率の推移 [全産業]



(出典『財政金融統計月報』120~604号)

(図6-2) 引当金を自己資本に組み入れたときの修正自己資本比率の推移 [製造業]



(出典『財政金融統計月報』120~604号)

修正自己資本比率について、全産業の推移を示す(図6-1)を観てみると、同図で明らかなように、昭和35年から同50年初頭までは、修正自己資本比率は20%を前後に推移している。一般に同時期の自己資本比率は減少傾向にあったと言われているが、引当金を自己資本にプラスした修正自己資本比率で観てみると、法人が深刻な自己資本不足にさらされたとは言えないのではないか。またその後の昭和50年頃を境にして自己資本比率は向上するが、これは製造業の自己資本充実によって、全産業の自己資本比率上昇の圧力として働いたのであろう。そしてこの延長上に平成の商法改正があり、現在、安藤教授が指摘する「資本の揺らぎ」を招来しているのではないか。このよ

うに観てくると近時資本概念が揺らいだという現象は、わが国産業の成熟と共に法人の自己資本比率が充実したということと密接な関係があり、これによって商法会計における資本維持概念の在り方が変質してきたことの証ではないか。また同時に自己資本の向上がある程度十分と考えられる一定の水準に到達したと考えられる昨今、各種の引当金計上が廃止・縮減されるのも合理的であるといえよう。

4. 考察結果と今後の研究課題

負債に計上される引当金額の割合は商287ノ2の規定が導入された昭和37年以後、同条が改正される昭和56年まで増加した。注目すべきは同じ時期に自己資本比率の低下が観察されたことである。この結果、引当金額の増加は擬似的に資本増強の一翼を担ったのではないかと推測される。

本研究の貢献は、引当金が資本の一項目として認識されていた可能性について、実証的アプローチによって言及したことである。これは法人の引当金総資産比率と自己資本比率が逆相関関係にあることを突き止めることによって示唆した。つまりこの結果から、擬似的にはあるが、引当金が自己資本比率向上の一翼を担ったとの解釈を、実証結果を用いて導いたのである。

さて本稿においては引当金総資産比率と自己資本比率の関係を、全産業と製造業に限定して観てきた。しかしこれ以外の非製造業について、引当金の計上がいかにして推移してきたのか精査していない。残された研究課題としては、非製造業において引当金総資産比率がいかにして推移したか、そして非製造業においても引当金の計上が擬似的な自己資本比率向上に結びついたといえるのか否か、引き続き分析を展開してゆくことが必要となる。

[後記] 本稿の起草にあたって、簿記理論研究部会「偶発事象の簿記処理」において部長を務められている佐賀大学経済学部・山下寿文教授並びに同大学同学部・木戸田力教授はじめ、メンバーの皆様から豊富なご示唆を頂戴しました。このことに対し深甚の謝意を表します。なお本稿における誤りの全ては筆者に帰すものであることを付言する。

引用文献

- 安藤 [1994] : 安藤 英義稿 「配当可能利益計算の複雑化と貸借対照表の資本の部」『企業会計』 Vol.46 No.2 pp.17-21.
- 安藤 [2002] : 安藤 英義稿 「商法における資本制度の揺らぎと『資本の部』の表示」『会計』第162巻第2号 pp.1-14.
- 松本 [1997] : 松本 敏史稿 「特定引当金問題再考」『東北学院大学経理研究所紀要』第7号 pp.27-42.
- 川村 [2003] : 川村 義則稿 「負債の定義と認識要件」『会計』第163巻第1号 pp.40-55.
- 松沢 [1984] : 松沢 智著 『租税実体法 [増補版]』中央経済社 昭和59年.
- 染谷 [1961] : 染谷恭次郎稿 「持分会計」『産業経理』第21巻7号 pp.113-117.
- 徳賀 [2003] : 徳賀 芳弘稿 「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』 Vol.55 No.7 pp.18-25.
- 内川 [1985] : 内川 菊義著 『引当金会計論 改訂増補版』森山書店 昭和60年8月5日
- 弥永 [2002] : 弥永 真生稿 「商法施行規則の制定と資本の部の制定」『企業会計』 Vol.54 No.6 pp.34-40.
- 山下 [2002] : 山下 寿文著 『偶発事象会計論』白桃書房 平成14年3月